

質疑・回答書

告示番号	第235号	件 名	しんじゅ橋改修設計委託
No	質疑事項	回 答	
1	協議の結果、交通誘導警備員の人数やランクが変更となった場合は設計変更の対象でしょうか。	協議により、設計変更の対象とします。	
2	高所作業車計上されていますが、協議の結果、必要台数や調査方法が変更となった場合は設計変更の対象でしょうか。	協議により、設計変更の対象とします。	
3	当該道路橋及び横断歩道橋が各種構造基準を満たしていない場合についても、改修設計を行うこととの記載がありますが、性能照査が必要でしょうか。必要な場合、設計変更の対象でしょうか。	当該道路橋及び横断歩道橋が各種構造基準を満たしていない場合、協議により、性能照査を実施し、設計変更の対象とします。	
4	関係機関協議の進捗に依るもの等、受注者の責に帰さない事象により時間を要する場合は、工期延伸が可能でしょうか。	協議により、工期延長は可能です。	